

条 例

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十八号

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十七条第三号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二十四条第三項中「第四十一条及び」を削る。

第四章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求

第四十条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四十一条を次のように改める。

（審理員による審査手続に関する規定の適用除外）

第四十一条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第四十二条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「第一項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第四十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第四十四条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「次条において「不服申立人等」を「以下「審査請求人等」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十五条の見出しを「（意見の陳述）」に改め、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「与えなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四十五条第二項を次のように改める。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（意見書等の提出）

第四十五条の二 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第四十六条中「前条第一項」を「第四十五条第一項本文」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（提出資料の写しの送付等）

第四十六条の二 審査会は、第四十四条第三項若しくは第四項又は第四十五条の二

の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第四十八条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。ただし、第十七条第三号への改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の埼玉県個人情報保護条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第二十一条第一項若しくは第二項の決定、第三十二条各項の決定、第三十九条各項の決定（以下この項においてこれらを「決定」という。）又は第十五条第一項の規定による開示の請求、第二十九条第一項の規定による訂正の請求若しくは第三十六条第一項の規定による利用停止の請求（以下この項においてこれらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。